

委員 長 報 告 書

さる6月21日の本会議において、本委員会に付託された
請願第6号 山田保育園の存続を求める請願について
を審査するため、6月26日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数
で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第6号の趣旨は、山田保育園は、幼保一元化計画による統廃合の対象となっているが、小規模園ならではの良さと大規模園へのステップ園としての役割を担っていることから、発達異なる子どもたちに一層寄り添える保育環境を確保するため、山田保育園の存続を求めるものである。

委員から、当局に対し、障がい児保育のモデルとして統合保育を実践してきた山田保育園は、地域外からの入園者が多いなど保護者から高い評価を得ているが、どのように認識しているか とのただしがあり、山田保育園が果たしてきた役割は十分理解しているが、「同じ地域の子どもは同じ地域の保育園、また、同じ地域の小学校に」を基本方針としており、そのためにも現在はすべての公立園で同じように障がい児保育に取り組み、山田保育園だけが特別という認識は持っていない との答弁がありました。

保護者は統廃合により小規模園の良さがなくなることを懸念しているが、どういった対応を考えているか とのただしがあり、発達につまづきのある子ども、障がい児のケアについては、小集団保育、とりだし保育など、保育の工夫により園の規模に関係なく対応できると考えており、実践するためのスペースや人員の確保、また、研修等の充実により専門知識の一層の向上を図るなど、積極的に取り組む必要があると考えている との答弁がありました。

山田保育園における統合保育が小学校就学後にどう表れていると評価しているか とのただしがあり、すべての保育園・幼稚園でそれぞれの子ども

もに合った形で保育を実施されており、就学の際は引き継ぎも行う中で、すべての子どもが最適な成長をできるよう対応しており、山田保育園の卒園児に特化したデータ収集や対応は行っていない との答弁がありました。

討論に入り、採択することに賛成の立場から、幼保一元化5ヵ年計画の策定以前は、発達につまづきのある子どもを持つ保護者に対し、市は山田保育園の自然環境や小規模園の良さを訴え入園を勧めてきた経緯がある中、保護者が納得できる代替策がない限り、山田保育園を存続させることは当然のことと考え、本請願を採択することに賛成する との討論がありました。